

令和6年度富山県地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和6年度における地籍調査事業計画を次のように定めました。

令和6年4月23日

富山県知事 新 田 八 朗

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
富山市	富山市城新町、山田沢連	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
射水市	射水市広上、西広上、上野、港町、 本江針山	
魚津市	魚津市新角川、本町、経田	
滑川市	滑川市田中新町	
砺波市	砺波市庄川町庄上壇、下壇、 三谷貫正寺、谷内、天谷、 赤坂	
小矢部市	小矢部市矢波、屋波牧	
南砺市	南砺市小来栖、下梨、荒木町	
上市町	中新川郡上市町大坪、法音寺、 横法音寺、稗田、 三日市、湯上野	
立山町	中新川郡立山町長倉、釜ヶ渚	